

佐々木惣一博士の帝国憲法改正案について

田 畑 忍

一

終戦後に於ける日本国民の偉大なる事業の一つが其の民主化にあつたことと、また其の民主化の主体が日本国民であつたことは言うまでもない。しかしそのマネージメントまたはコントロールは、「ポツダム宣言」に従つて、日本を占領していた占領軍の司令官マッカーサー氏の任務の一つであつて、彼にはそれ以外のまたはそれと反対の政治をすることは許されていなかった。従つて彼は、忠実にその任務を遂行するほかはなく、幸いにしてそのため、治安維持法・治安警察法等の悪法を片っぱしから退け、内務省・特高警察等をも廃止し、戦犯等を処罰し、パージを断行すると同時に、婦人参政権のために選挙法の改正を行うなどの民主化工作を適切に遂行して、^(註一)最後にその仕上げとしての帝国憲法改正に着手するにいたつたことはまことに当然と言えよう。^(註二)そのような彼の仕事を助けるため、かつてアメリカ亡命中の大山郁夫教授を庇護し、大山教授がそれによつて美濃部達吉博士の『憲法撮要』を英訳し得た、

佐々木惣一博士の帝国憲法改正案について

佐々木惣一博士の帝国憲法改正案について

二(一七六)

コールグロヴ教授が顧問として来日していたほか、ホイットニー准将等の米国法曹の一団が、マッカーサーの幕僚となっていたのである。^(註四)

我が国に於ても、すでに法制局の参事官たちが、内閣の命令を待たずして帝国憲法改正の研究を始めており、宮内参事官の如きは貴族院抹殺論をさえ唱えていた。^(註五) しかしまちろんそれはプライベートなもので、政府側ではむしろ最初は帝国憲法の改正を欲しない空気が強く、東久邇宮内閣はもちろんだ戦後第二代目の首相幣原喜重郎も「頗る保守的な考へ方を持っていたことは一点疑ふ余地がなかつた」と言われている。^(註六) しかし幣原首相は、松本丞治國務大臣(元東大教授)を中心として、帝国憲法改正草案の起草に当らせることになり、清水澄博士・美濃部達吉博士・野村淳治博士を顧問として宮沢俊義教授・清宮四郎教授・河村又介教授等が、委員としてこれに参加した。そしてこの調査会に於て、いわゆる松本案甲・乙がつくられたのである。

佐々木惣一博士がこの憲法改正調査会に参加を求められて拒否されたのは、すでにこれに先きだつて近衛元首相・木戸内大臣・高木八尺博士等の間での話し合いなどに基いて、天皇の心構えを輔弼するための改正案の用意が計画され、近衛公とともに其の恩師である博士が内大臣府御用掛に任じて改正案の執筆を始めていたからである。すなわち佐々木博士は、昭和二十年十月二十一日に東上、箱根宮の下の奈良屋旅館に投じ、近衛公及び高木八尺博士等とともに共同研究をされつつ、其の中心となつて改正案の執筆に専念されたのであるが、そのさい磯崎辰五郎教授と大石義雄教授が佐々木先生の助手となつて其の仕事を助けられた。^(註九)

しかるに美濃部達吉博士・宮沢俊義教授等が不当にも内府側の改正案執筆の違憲性を主張するにいたり、佐々木先生は直ちにこれを反駁して、その合憲性の理論を鋭く展開されたのであるが、^(註十) 政府また宮沢説によつて内府を圧迫し

遂に内大臣府を廃止するにいたった。それについて、佐々木先生は「ある意味に於ては内大臣府の仕事を打ち切らせる魂胆だというようにも受取られます」^(註十)といわれている。時に十一月二十四日。しかし其の廃止の事が近衛氏によって佐々木先生に告知されたのは十一月二十日のことであつた。従つて佐々木先生は一度は激怒されたが、^(註十二)やがて思い直して徹夜までされ、大急ぎで其の改正案をまとめ上げて、簡単な近衛案の奉答された翌日、すなわち十一月二十三日に奉答をされ、翌二十四日に改正案についての御進講をして其の任務を果されたのであつた。^(註十三)しかるに、これは公表されず、しかも内閣に下附されていたのに拘らず、^(註十四)松本博士を委員長とする憲法問題調査会でも回覧した程度で無視してしまつた。従つて政府案への「影響はなく」、ただ「憲法改正問題に関する世論の論議を刺激する上に重要な効果を果したことは否定できない」と言われている。^(註十五)かくして、政府側の松本案が、憲法草案要綱として総司令部に提出されるにいたつたのは、この翌年の昭和二十一年二月八日のことであつた。^(註十六)それよりさきの二月一日、政府の松本案が毎日新聞に掲載された。それはいわゆるスクープによるものである。^(註十七)松本政府改正案は、然し甲案・乙案ともに、国民の改正意識を反映せざる、何の新し味もなきものであつて、マ政権によつて一蹴されるにいたつたことは蓋し当然と言えよう。

ところで、佐々木改正案以前に、すなわち昭和二十年十一月九日、逸早く「新憲法の骨子」を発表したのは日本共産党であつた。これは明瞭に天皇制を否定した唯一の改正案で、他は何れもその点で軌を異にしているものである。また佐々木改正案に次いで、憲法研究会が「憲法草案要綱」を発表したのは十二月二十七日であり、その翌二十八日には高野岩三郎博士が「改正憲法私案要綱」を発表された。自由党（二十一年一月二十一日）、進歩党（二十一年二月十四日）、社会党（二十一年二月二十四日）等の改正案もそれぞれ相次いで発表され、また憲法懇談会案（二十一年三月五日）

も発表されて、それらのものが国民の改正論議の前に提供されたのである。^(註十八)

マ政権は民主主義的改正を欲せざる政府の松本改正案を採用せず、民間に於ける改正案及び幣原首相の平和主義の見識を高く評価し、これを参考として作製したいわゆる「マッカーサー草案」を政府に送付して、政府の胆をつぶさせたのが昭和二十一年二月十三日のことである。すなわち松本政府案の毎日新聞掲載から数えて僅かに二週間、きわめてスピーディーであつたのは、そのスタッフの優秀さとともに、日本の国民感情と憲法意識とに対する研究の周当さと熱意によるものと言わねばならない。それに比して、其の研究も熱意も乏しく、その上マッカーサー草案の採択を躊躇した政府も、若し採択しない場合には採択を喜ぶであろう国民に訴えると言われて、遂に三月四日「マッカーサー草案」による「新改正案」を総司令部に持参した。^(註十九)これを「押し付けられた」と言うのは、彼等の主観としては正しく、しかし客観的には日本国民の自由と平和の憲法意識を押えつけようとしていた政府を国民に代つてマ政権が押えつけたのにすぎない。かくして、その公表されたのは三月六日であつた。しかし、佐々木博士の進講を受けられていた天皇は、政府の逡巡に反して直ちにこれを採用されて、四月二十二日これを枢密院の諮詢に附され、其の可決(六月八日)ののち、六月二十四日この帝国憲法改正案を勅命をもつて帝国議会の議に附されたのである。それは佐々木先生の帝国憲法改正考査と其の改正案の一つの成果とも言い得よう。勅命による改正案が、先ず衆議院に提出されたのが六月二十日で、その修正可決が八月二十四日、貴族院の修正可決が十月六日、翌七日貴族院の修正回付案が衆議院で可決され、次でこの修正案を枢密院で可決したのが十月二十九日、かくして天皇の裁可があつて、十一月三日帝国憲法の改正としての日本国憲法が公布されるにいたつた。そして「国民の大多数はこれを喜びむかえた」。^(註二十)而して其の実施は、半年後の昭和二十二年五月三日で、爾来十八年が経過していることになる。^(註二十一)

貴族院議員として、帝国議会に於ける改正の審議にも参加された佐々木先生が、忌憚のない質問と意見を開陳されたことは言うまでもない。そして、この改正案には、共産党議員とともに反対をされた少数派に属する。反対をされた主なる点は、第一条の国民主権制と第九条の戦争放棄にあった。佐々木改正案は、以下の叙述によつても明らか如く、政府の松本改正案等に較べて遙かに進歩的であり、高野案にも劣らない点を有しているにもかかわらず、右の二点については、「マッカーサー案」による帝国憲法改正案に対して保守的性格を有するものであったことは、他の改正案と異るところがない、と言えよう。

(註一) 宮内裕「治安立法の系譜」(末川・田畑編『政暴法』)等参照。

(註二) 田畑忍『憲法学原論』一六〇頁以下等参照。

(註三) 佐々木惣一「遙かに大山郁夫君へ」(同『疎林』一八一頁以下)参照。この一文の中で、佐々木先生はコールグロヴ教授について、「君はよい人を紹介してくれた。コールグロヴ教授との話の数々は無論ここには書けないが、僕は実に卒直に話した。マックカーサー司令官の顧問という重い役目を持つ教授に話したのであるが、併し、話しているうちに、だんだん教授の役目たる司令官顧問としてよりも、同じく国家現象を研究する学僚として、話をするという気持になって、いろいろ無遠慮に話すことができた。」と書かれているのである。

(註四) 幣原喜重郎『外交生活五十年』幣原平和財団『幣原喜重郎伝』佐藤功『憲法改正の経過』及び黒田了一『学習憲法学』等参照。

(註五) 佐藤達夫『日本国憲法誕生記』一七頁、なお『日本国憲法成立史』第一卷参照。

(註六) 幣原平和財団『幣原喜重郎』六九二頁、なお佐藤達夫前掲第二著一七八頁参照。

(註七) 高木八尺博士談話(憲法調査会「憲法制定の経過に関する小委員会第九回審議録」)佐藤達夫第二著等参照。なお佐々木惣一「私案作成の覚書」(憲法調査会、憲法制定の経過に関する小委員会第九回議事録)参照。

(註八) 佐藤達夫第二著参照。なお佐々木惣一『憲法改正断想』一〇五頁以下参照。

佐々木惣一博士の帝国憲法改正案について

(註九) 佐々木惣一、前掲書、一三二頁参照。

(註十) 佐々木先生の反駁の文章は左の如くである。「内大臣は内大臣府官制により常時輔弼するのであって、この輔弼は法制上の根拠によるのであるが、ただ輔弼するの態度は國務大臣の輔弼する態度と異なる、國務大臣は天皇に或ることについての意見を申し上げ、その申し上げたように實際上に実現して頂くようお願いする、内大臣は単に天皇が、或る事について御判断されるために、その材料として内大臣の考え方を申上げるのであって、その事の実際に実現するようお願いするのではない、君徳玉成のために申上げることである、従つてその事としては國務に關係あるものでも何でも差支えない、憲法の改正ということは國務に關係するものだがそのことについて申上げることは國務上の事を実現して頂くようお願いするのでなく、ただ御判断の御心構えの材料として申上げるのである、これは憲法の改正ということ、その他如何なる事たるを問わずこれについて学者その他の人が一定の手續きにより意見を申上げることが差支えないのと何ら変りはない、内大臣の輔弼が國務大臣のそれと違うのは輔弼する態度が違うのであって、輔弼することの違うのではない、従つてそれが國務に關係あることであるかどうかが問題ではない、故に憲法の改正ということについては内府側で天皇の御判断上の御心構えの材料のために、調査研究して申上げることは、内大臣府官制の定むる輔弼として何ら違憲とならないのである」(佐々木『憲法改正断想』一〇七—八頁、なお同一二六頁以下参照)。

(註十一) 磯崎辰五郎『佐々木惣一博士の「帝国憲法改正考査」について』五頁。

(註十二) この点について、高木八尺博士は、「佐々木博士の最も憤りを禁じられなかったのは、内大臣府の突如たる廃止の問題だったように思います。それは当然のことでありまして、とうてい学者として良心を以て仕事を数日間を終えさせるといふことは、考えられない、という理由があったと思います」と言われている。なお磯崎辰五郎談話(審議調査会『憲法制定の経過に関する小委員会第九回議事録』一九頁・三〇頁参照)。

(註十三) 磯崎辰五郎、前掲書、五頁参照。なお佐藤功「憲法制定の経過に関する小委員会報告書案」(憲法調査会資料、『憲法制定の経過に関する小委員会第四十回議事録』五一頁)参照。この佐々木改正案について、佐々木先生は「宮沢教授から、「途中から、いやに駆け足で、十一月中でもう仕事を終へ、それと同時に内大臣府そのものまで消えてなくなってしまったのだから妙な話である、」と冷嘲の言葉をいただくことは、教授から私どもを見られる品評であるから、御勝手である。私はただただ微力を嘆じている」(佐々木、『憲法改正断想』一三三頁)と言われ、また宮沢教授の他の嘲笑的言辞に対しては、どうも「徳義感」がちがうようだと言われている(同、一三四—三五頁参照)。また、「その書きぶりに異様の思いをしたのである。況してそ

の取扱っている事実が全く見当外れであるので、実によく思いきつて無責任なことがいえただとあきれた」(同、一二七頁)とも言われている。なお、吉田一枝『帝国憲法改正草案としての佐々木、松本、憲法研究会案と所謂「八月革命説の批判」』(憲法研究二号)参照。

(註十四) 佐藤達夫『日本国憲法史』第一卷二二二頁。及び同『日本国憲法誕生記』二八頁。

(註十五) 佐藤功、前掲報告案、五六頁。

(註十六) 佐藤達夫、前掲二著参照。

(註十七) 佐藤達夫『日本国憲法誕生記』二六頁。

(註十八) 佐藤達夫、前掲二著、佐藤功、前掲文献及び『憲法改正の経過』等参照。

(註十九) 前掲諸著参照。

(註二十) 井ヶ田良治『日本国憲法の制定』(二円・黒田編『憲法問題入門』三九頁)参照。

(註二十一) 佐々木惣一『憲法断想』及び磯崎辰五郎、前掲書参照。

二

佐々木先生の帝国憲法改正案(佐々木改正案と略称する)の奉答文書は、『帝国憲法改正の必要』(全文九章と附録より成る)という題名で、先ず帝国憲法を考査した結果、日本の民主政治を進めるためには、其の全体的改正の必要はなく、ただ不当なる解釈運用の生ずる余地をふさぐべきであり、部分的改正をする必要のあること、すなわち解釈運用では民主化の期し難きことを論じ、これを如何に改正すべきかについて帝国憲法と対比する形で、其の第七章に「帝国憲法改正ノ条項」すなわち改正案をかかげ、それに関する理由書を附し、最後に附録として、改正の結果必要とする法令たる「憲法事項審議会法要綱」「特議院法要綱」「内閣総理大臣選任ノ手續ニ関スル件」「国民投票法」「議院法・請願

令」を列举されているもので、堂々として緻密で実にゆきとどいた論策である。^(註一)これについて磯崎教授は、佐々木先生が「何故改正する必要があるかといえ、兎に角敗戦にたつて国家が立ち直らなければならぬ。国家再建にふり立たなくてはならぬ。そのためには帝国憲法の理念だけでは不十分な所がある。またこれから我が国が平和的に世界使命を達成して行くためにも、憲法を改正する必要がある。そういうことを非常に緻密に論じられております。」と述べている。^(註二)これを佐藤達夫氏は「その立案の基本的態度については、第一章ないし第四章において、くどいほどくわしく述べられているが」、単に天皇制の強化と民主主義の強化とを強調されたのだとしている。^(註三)また佐藤功教授は、「佐々木博士の奉答書は、『帝国憲法改正ノ必要』と題する広かな論文体のものであるが、近衛公とは反対に大規模な改正を行うべきでないとする「純粹に学者的な立場」であつたと解されている。

夙に佐々木先生は佐藤功教授とは異つた意味での「純粹に学者的な立場」に於ての帝国憲法改正論者であつた。すなわち、帝国憲法改正反対論を強く唱え、のちにすこしく變つた美濃部達吉博士とは対蹠的に、帝国憲法の相当大巾な民主的改正を積極的に唱えられていたのである。しかも国体に於ける君主政を持続しながら、十分に政体としてのデモクラシーを強化することができる、のみならずポツダム宣言がこれを認めている、すなわちポツダム宣言は天皇制の存廢及び軍備の存廢とは無關係だという認識を把持されていた。その点、美濃部博士は改正をすれば限界を遙かに越えて「政体」を変えることにもなつてしまふから改正すべきではない、という見解だつたのである。^(註四)従つて、天皇制を改正すべからずとする一点では同様の意見であつたとも言ひ得る。とにかく佐々木先生に従えば、「わが国に於て、特別の血統に出ざる天皇が国家の統治権を総攬する、という伝統は、これを尊重すべきである。この伝統が、わが国の国家生活の發展上、過去に於て大に役立ったことは、今あらためていうまでもない。将来に於ても同様

に役立つものと私は信ずる。将来の國家生活の發展に役立つ伝統については、これを尊重する、ということが理性を以てする判断に於ける結論であらねばならぬ^(註五)とされるのである。また「天皇制の憲法論的見方」を論じられたさい、伝統の尊重と得失の熟考について考慮され、いわゆる弊害の一面をも認めつつ、それについてはこれを十分に避け得ると断定し、「弊害の原因たる憲法の規定及び運用を改正して以て弊害を防止することが、この場合先づわれわれに課せられたる任務である^(註六)」^(註六)と言ひ、更に「同じデモクラシーの精神でも現れ方は場所によりちがう^(註七)」、^(註七)と言われているのである。

また、この点について、磯崎教授は、佐々木先生は、「各々の国が世界的使命を達成するには、その国々の独自性、特殊な性格を持つたまま寄与すればそれでよいのであつて、みんな一律に、同じような体制でなければならぬ」といふものではない。それぞれの国がそれぞれの特色を持ちながら協力してこそ世界人類の平和に貢献することが出来るのであるから、この点から言つても何も日本の国體を変える必要はない。かういふように言つておられます^(註八)、と説明されるのである。

更にこの一線に於て、佐々木先生は、貴族院の壇上で、伝統的な國體の變革を伴う帝國憲法の全面的改正に反対され、「天皇への協力機關の徹底的改革を行ふこと」を以て足るとし、天皇を無能力でなく、無答責とすべきこと、ポツダム宣言を誤解してはならないこと等を論じ、平和主義規定については正面からの反對論を展開せられず、個々条文中には可なるものも不可なるものもあり、「私の大いに賛成するものも決して少くはありません」とも叫ばれたのである^(註九)。

そこで私は、先ず八章百ヶ条よりなる佐々木改正案を、帝國憲法(七十六ヶ条)及び政府の松本改正案(甲案三七項目、

乙案七十六ヶ条)の次ぎにかかげることにして、其の全貌を明らかにし、然るのちに其の改正案の獨創性と進歩性を特記することにしたと思う。それは、佐々木改正案が、磯崎教授の『佐々木惣一博士の「帝国憲法改正考査」について』及び吉田一枝教授の『帝国憲法改正案としての佐々木、松本、憲法研究会案と所謂八月革命説の批判』と、佐藤達夫氏の『日本国憲法成立史』第一巻が概要を伝えている以外には、その全貌を示したものがなく、宮沢教授の如きは其の公表なきことについても一種の揶揄をされているような事実もあつて、^(註十)佐々木改正案への誤解も相当に多いように思われるからである。

まず帝国憲法は左の如くである。

大日本帝国憲法

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ

此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開會閉會

停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出ス

ヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第一〇条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條

項ニ依ル

第一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第三条 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス

第七條 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第一八条 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第三九条 両議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同会期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第一九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二九条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

第四〇条 両議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同会期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第二〇条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第三〇条 日本臣民ハ相當ノ敬礼ヲ予リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得

第四一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第二一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第三一條 本章ニ掲ケタル条規ハ戰時又ハ国家事變ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第四二条 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ会期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第二二条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第三二条 本章ニ掲ケタル条規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第四三条 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常会ノ外臨時会ヲ召集スヘシ

第二三条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ

第三三条 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

臨時会ノ会期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第二四条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

第三四条 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第四四条 帝國議會ノ開会閉会期ノ延長及停会ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

第二五条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ搜索セラル、コトナシ

第三五条 衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第四五条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選挙セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第二六条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第三六条 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第四六条 兩議院ハ各々其ノ総議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ為スコトヲ得ス

第二七条 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

第三七条 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第四七条 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可

第二八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民ル

第三八条 兩議院ハ政府ノ提出スル法律議案ヲ決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四八条 両議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要

求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ祕密会ト為スコト

ヲ得

依リ天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五七条 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ

第四九条 両議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ

得

裁判所之ヲ行フ裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之

ヲ定ム

第五〇条 両議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ

受クルコトヲ得

第五八条 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フ

ル者ヲ以テ之ニ任ス

第五一条 両議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クル

モノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ム

ルコトヲ得

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルノ

外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

第五二条 両議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタ

ル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナ

シ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記其ノ

他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律

ニ依リ処分セラルヘシ

懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六〇条 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ

第五三条 両議院ノ議員ハ現行犯又ハ内乱外患

ニ関ル罪ヲ除ク外会期中其ノ院ノ許諾ナクシ

テ逮捕セラル、コトナシ

第六一条 行政官庁ノ違法処分ニ由リ權利ヲ傷

害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ

第五四条 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ

各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモ

ノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第四章 國務大臣及祕密顧問

第六章 會計

第五五条 國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任

ス凡テ法律勅令其ノ他國務ニ関スル詔勅ハ國

務大臣ノ副書ヲ要ス

第六二条 新ニ租稅ヲ課シ又稅率ヲ變更スルハ

法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ

第五六条 祕密顧問ハ祕密院官制ノ定ムル所ニ

収納金ハ前項ノ限ニ在ラス

第六九条 避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為

ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツ

ル為ニ予備費ヲ設クヘシ

第七〇条 公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用

國債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外国

庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ為スハ帝國議會ノ

協賛ヲ經ヘシ

第六三条 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改

メサル限リ旧ニ依リ之ヲ徵收ス

第六四条 國家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝

國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル

支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムル

ヲ要ス

第六五条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六六条 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國

庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除

ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六七条 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出

及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ

屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之

ヲ廢除スルコトヲ得ス

第六八条 特別ノ須要ニ因リ政府ハ予メ年限ヲ

定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコ

トヲ得

アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

會計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ

第七五條 憲法及皇室典範ハ撰政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ス

第七一條 帝国議會ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ

総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス

第七六條 法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス
歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約ハ總テ第六七條ノ例ニ依ル

第七二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議會ニ提出スヘシ

第七四條 皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ經

第六七條ノ例ニ依ル

次に、政府の松本案（甲案・乙案）

は左の如くである（幣原平和財団刊『幣原喜重郎』に所載（六二六—六三五頁）のものを利用したことを附記してをく。

一、憲法改正要綱（甲案）

第一 天皇

一条改正）

一、天皇は至尊にして侵すべからざるものとすること（第三条改正）

五、天皇は軍を統帥するものとすること（第十条改正）

此の場合に於て次の会期に於て帝国議會に報告し其ノ承諾を求むべきものとすること（第十三条改正）

二、衆議院の解散は同一事由に基づき重ねて之を命ずること得ざるものとすること

六、軍の編制及常備兵額は法律を以て之を定むるものとすること（第十二条改正）

八、天皇は榮典を授与するものとすること（第十五条改正）

三、第八条の勅令を發する議院法の定むる所に依り帝国議會常置委員の諮詢を経るものとすること

七、戦を宣し和を講し及法律を以て定むるを要する事項に關する条約又は國庫に重大なる負担を生ずべき条約を締結するは帝国議會の協賛を経べきものとすること

九、日本臣民は法律の定むる所に従ひ役務に服する義務を有するものとすること（第二十条改正）

ること

此の場合に於て内外の情形に因り帝国議會の召集を待つこと能はざる緊急の必要あるときは議院法の定むる所に依り帝国議會常置委員の諮詢を経るを以て足るものとすること、

改正）

四、天皇は法律を執行する為に又は行政の目的を達する為に必要なる命令を發し又は發せしむるものとする（第九条本文改正）

一〇、日本臣民は安寧秩序を妨げざる限りに於て信教の自由を有するものとする（第二十八条改正）

一一、日本臣民は凡て法律に依るに非ずして其の自由及権利を侵さるゝことなきものとする

月以内に帝国議會を召集すべきものとする
と(第四十五条改正)

二八、參議院は衆議院の議決したる予算に付増額の修正を為すことを得ざるものとする
二九、皇室内廷の経費は定額に依り毎年度庫より之を支出し増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せざるものとする

第三 帝國議會

但書改正)

一二、第三十一条及第三十二条は之を削ること

二〇、兩議院の會議を秘密会と為すは専ら其の院の議決に依るものとする(第四十八条)

三〇、憲法上の大権に基づける既定の歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得るものとする(第六十七条改正)

一三、「貴族院」を「參議院」に改むること(第三十二条改正)

二一、会期前に逮捕せられたる議員は其の院の要求あるときは会期中之を釈放すべきものとする

三一、予備費を以て予算の外に生じたる必要の費用に充つるときは議院法の定むる所に依り帝國議會常置委員の諮詢を経べきものとする

一四、參議院は參議院法の定むる所に依り選舉又は勅任せられたる議員を以て組織するものとする(第三十四条改正)

二二、國務各大臣は天皇を輔弼し一切の國務に付帝國議會に対して其の責に任ずるものとする(第五十五条第一項改正)

三二、避くべからざる予算の不足を補ふ為に又は予算の外に生じたる必要の費用に充つる為に予備費外に於て支出を為すときは議院法の定むる所に依りて帝國議會常置委員の諮詢を経べきものとする

一五、衆議院に於て引続き其の総員三分の二以上の多数を以て可決して參議院に移したる法律案は參議院の議決あると否とを問はず帝國議會の協賛を経たるものとする

二三、軍の統帥に関する詔勅も國務大臣の副署を要するものとする

三三、第七十条の勅令を發するは議院法の定むる所に依り帝國議會常置委員の諮詢を経べきものとする

一六、帝國議會は三箇月以上に於て議院法の定めたる期間を以て会期とするものとする(第四十二条前段改正)

二四、衆議院に於て國務大臣に対する不信任を議決したるときは解散ありたる場合を除く外其の職に留ることを得ざるものとする

三四、予算不成立の場合は政府は會計法の定むる所に依り暫定予算を作成し予算成立に至る迄の間之を施行すべきものとする(第七十一条改正)

一七、兩議院の議員は各々其の院の総員三分の一以上の賛成を得て臨時会の召集を求むることを得るものとする

二五、國務各大臣を以て内閣を組織するものとし、内閣の官制は法律を以て之を定むるものとする

三五、予算不成立の場合は政府は會計法の定むる所に依り暫定予算を作成し予算成立に至る迄の間之を施行すべきものとする(第七十一条改正)

一八、衆議院解散を命ぜられたるときは參議院は同時に閉会せらるべきものとする(第四十四条第二項改正)

二七、行政事件に関する訴訟は別に法律の定むる所に依り司法裁判所の管轄に属するものとする(第六十一条改正)

三六、會計

此の場合に於ては会計年度開始後に於て其の年度の予算と共に暫定予算を帝国議会に提出し其の承諾を求むるを要するものとする

第七 憲法改正

三五、両議院の議員は各々其の院の総員三分の一以上の賛成を得て憲法改正を發議することを得るものとする

三六、天皇は帝国議会の議決したる憲法改正を裁可し其の公布及執行を命ずるものとする

三七、第七十五条を削ること

二、憲法改正要綱(乙案)

「大日本帝国憲法」を「日本国憲法」に改む

「臣民」を「国民」に改む

「帝国議會」を「国会」に改む

第一条及第四条

(A案) 第一条 日本国の統治権は万世一系の天皇之を総攬し此の憲法の条規に依り之を行ふ

第四条 削除

(B案) 第一条 日本国は君主国として万世一系の天皇を以て君主とす

第〇条 天皇は統治権を総攬し此の憲法の条規に依り之を行ふ

(C案) 第一条 日本国は万世一系の天皇之

に君臨す

第〇条 天皇は此の憲法の条規に依り統治権を行ふ

第二条 現状

第三条

(A案) 天皇の一身は侵すべからず

(B案) 天皇は統治権を行ふに付責に任ずることなし

ことなし

(第二項) 天皇の一身は侵すべからず

第六条 天皇は法律を裁可し其の公布を命ず

第七条 天皇は国会を召集し其の開会及停会を命ず

命ず天皇は衆議院の解散を命ず但し同一事由に基つき重ねて解散を命ずることを得ず

第八条 天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる為緊急の必要に由り国会閉会の場合に於て国会常置委員会に諮詢し法律に代るべき勅令を發す

此の勅令は次の会期に於て国会に提出すべし若国会に於て承諾せざるときは政府は将来に向つて其の効力を失ふことを公布すべし

第九条 天皇は法律を執行する為には此の憲法に於て法律を以て定むべきものとしたる事項に関する場合を除く外行政の目的を達する為に必要な命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を変更することを得ず

第一〇条 天皇は官吏を任免す

第一条 削除

第二条 削除

第三条 天皇は諸般の条約を締結す

但し此の憲法に於て法律を以て定むべきものとしたる事項に関する条約又は国に重大なる義務を負はしむる条約の締結は国会の協賛を経るを要す

条約は公布に依り法律の効力を有す

第一四条 削除

第一五条 天皇は榮典を授与す

第一六条 現状

第一七条 現状

第二章 国民権利義務

第一九条 日本国民は法律命令の定むる所の資格に依り均く公務に参与することを得

第二〇条 削除

第二一条 現状

第二二条 日本国民は居住及移転の自由を有す

公益の為必要な制限は法律の定むる所に依る

第二三条 現状

第二四条 現状

第二五条 日本国民は其の住所を侵さるゝことなし

第二六条 現状

第二七条 現状

第二八条 現状

第二九条 現状

第三〇条 現状

なし

公益の為必要な制限は法律の定むる所に依る

第三章 国会

第二六条 日本国民は信書の秘密を侵さるゝことなし

第三三条 国会は衆議院参議院の両院を以て成

る所に依る

立す

第二七条 現狀

第三四條 衆議院は法律の定むる所に依り普通

第二八条 日本国民は信教の自由を有す

公安を保持する為必要な制限は法律の定むる所に依る

平等直接及秘密の原則に従ひ選挙せられたる議員を以て組織す

第二九条 日本国民は言論出版集会及結社の自由を有す

公安を保持する為必要な制限は法律の定むる所に依る

(A案) 参議院は法律の定むる所に依り職域及地域を代表する者並に学識経験ある者より選挙又は勅任せられたる議員を以て組織す

第三〇条 日本国民は法律の定むる所に従ひ請願を為すことを得

第三六條 現狀

第三〇条の二 日本国民は法律の定むる所に従ひ教育を受くるの権利及義務を有す

第三七條 現狀

第三〇条の三 日本国民は法律の定むる所に従ひ勤勞の権利及義務を有す

第三八條 現狀

第三〇条の四 日本国民は本章に掲げたるもの外凡て法律に依らずして其の自由及權利を侵さるゝことなし

第三九條 現狀
第三九條の二 衆議院に於て引続き三回其の総議員三分の二以上の多数を以て可決して参議院に移したる法律案は参議院の議決あると否とを問はず国会の協賛を経たるものとす

第三一条 削除

第四〇條 現狀

第三一条 削除

第四一條 現狀
第四二條 国会の会期は三箇月以上とし勅命を以て之を定む

第三一条 削除

第四一條 現狀

必要ある場合に於ては勅命又は国会の議決を以て之を延長することを得

第四三條 臨時の必要ある場合に於て常会の外臨時会を召集すべし両議院の議員は各々其の院の総議員三分の一以上の賛成を得て臨時会の召集を求むることを得

臨時会の会期を定むるは勅命に依る必要ある場合に於ては勅命又は国会の議決を以て之を延長することを得

第四四條 国会の開会閉会期の延長及停会は両院同時に之を行ふべし

国会開会中に衆議院解散を命ぜられたるときは参議院は同時に閉会す

第四五條 衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て新に議員を選挙せしめ解散の日より三箇月以内に臨時会を召集すべし

但し其の期間内に常会を召集する場合は此の限に在らず

第四六條 現狀

第四七條 現狀

第四八條 両議院の会議は公開す但し其の院の決議に依り秘密会と為すことを得

第四九條 現狀

第五〇條 現狀

第五一條 現狀

第五二条 現状

の定むる所に依り裁判所の管轄に属す

を経べし

第五三条 両議院の議員は現行犯罪又は内乱外

第五八条 現状

(第三項) 予備費を支出したるときは後日国会の承諾を求むるを要す

患に関する罪を除く外会期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし会期前に逮捕せ

第五九条 現状

第七〇条

られたる議員は其の院の要求あるときは会期中之を釈放すべし

第六〇条 現状

(第一項) 公共の安全を保持する為緊急の需要ある場合に於て内外の情形に因り政府は国会を召集すること能はざるときは国会常置委員に諮詢し勅命に依り財政上必要の処分を為すことを得

中之を釈放すべし

第六一条 削除

(第一項) 公共の安全を保持する為緊急の需要ある場合に於て内外の情形に因り政府は国会を召集すること能はざるときは国会常置委員に諮詢し勅命に依り財政上必要の処分を為すことを得

第五四条 現状

第六二条 現状

(第一項) 公共の安全を保持する為緊急の需要ある場合に於て内外の情形に因り政府は国会を召集すること能はざるときは国会常置委員に諮詢し勅命に依り財政上必要の処分を為すことを得

第五四条の二 国会に議院法の定むる所に依り常置委員会を置く

第六三条 現状

(第二項) 現状

り常置委員会を置く

第六四条

第七一条

第四章 國務大臣

(第一項) 現状

(第二項) 現状

第五五条 國務大臣は天皇を輔弼し其の責に任

(第二項) 削除

第七一条

す

第六五条

第七一条

凡て法律勅令其の他國務に関する詔勅は國務大臣の副署を要す

(第一項) 現状

(第一項) 予算成立に至らざるときは政府は三箇月以内を限り一箇月に付前年度の予算の十二分の一の範囲に於て暫定予算を調製し之を施行すべし此の場合に於ては速に暫定予算に定むるものを除き其の年度の予算を調製し国会の協賛を経べし

大臣の副署を要す

(第二項) 現状

(第二項) 暫定予算は之を前項の国会に提出し其の承諾を求むるを要す

(第三項) 國務大臣は衆議院に於て不信任を議決せられたるときは解散ありたる場合を除く外其の職に留ることを得ず

(第二項) 参議院は衆議院より移したる予算に付増額の修正を為すことを得ず

(第二項) 暫定予算は之を前項の国会に提出し其の承諾を求むるを要す

第五五条の二 國務大臣を以て内閣を組織す

第六六条 皇室内廷の経費は定額に依り毎年年庫より之を支出し増額を要する場合を除く外

(第二項) 暫定予算は之を前項の国会に提出し其の承諾を求むるを要す

内閣の官制は法律を以て之を定む

第六七条 「憲法上の大権に基づける既定の歳出及」を削る

(第二項) 暫定予算は之を前項の国会に提出し其の承諾を求むるを要す

第五六条 削除

第六八条 現状

第七二条 現状

第五章 司法

第六九条

第七二条 現状

第五七条 司法権は天皇の名に於て法律に依り

第六九条

第七二条 現状

裁判所之を行ふ

(第一項) 現状

第七二条 現状

第五七条 司法権は天皇の名に於て法律に依り

第六九条

第七二条 現状

裁判所之を行ふ

(第一項) 現状

第七二条 現状

裁判所の構成は法律を以て之を定む

(第二項) 予備費を以て予算の外に生じたる

(第二項) 両議院の議員は各々総議員三分の一以上の賛成を得て憲法改正の議案を發議す

(第二項) 行政事件に関する訴訟は別に法律

必要の費用に充つるは国会常置委員会の諮詢

(第二項) 両議院の議員は各々総議員三分の一以上の賛成を得て憲法改正の議案を發議す

佐々木惣一博士の帝国憲法改正案について

ることを得

(第三項) 前二項の場合に於て両議院は各々
総議員三分の二以上出席するに非ざれば議事
を聞くことを得ず出席議員三分の二以上の多

数を得るに非ざれば改正の議決を為すことを
得ず
(第四項) 天皇は国会の議決したる憲法改正
を裁可し其の公布を命ず

第七四条 現状
第七五條 削除
第七七條 現状

第三に、佐々木先生の改正案は左の如くである(磯崎辰五郎教授の『佐々木博士の憲法改正考査について』の附録の「憲法案」に拠つた。同教授に感謝する。またのちに憲法調査会の前掲資料によつた。)

佐々木改正案

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統

治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇

男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬

シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇統治権ヲ行フハ万民ノ翼賛ヲ以新

テス

万民ノ翼賛ハ此ノ憲法ノ定ムル所ノ方法ニ新

依ル

第六条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法権

ヲ行フ

第七条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布ヲ命ス改

第八条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開會閉

會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

憲法事項審議會奏請スルトキハ帝国議會ヲ新
召集スヘシ

同一ノ理由ニ依リ命スル衆議院ノ解散ハ一新
回ヲ超ユルコトヲ得ス

衆議院ニ於テ政府ニ解散ノ奏請ヲ求ムヘシ
トスルノ動議アリ議員三分ノ一以上ノ賛成
アルトキハ衆議院議長之ヲ政府ニ報告シ政

府ノ奏請ニ依リ解散セラルヘシ

帝国議會閉會ノ間憲法事項審議會ハ衆議院新
議員三十名以上ノ連名ヲ以テスル請求ニ基

キ衆議院ノ解散ヲ奏請スルコトアルヘシ

第九条 天皇ハ帝国議會ノ召集在ラサル場合改
ニ於テ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ

避クル為緊急ノ必要ニ由リ憲法事項審議會
ノ議決ヲ經テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ会期ノ初ニ帝国議會ニ提出改
スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府
ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布ス

第十条 天皇ハ法律ヲ以テ規定ストセラレタ新
ル事項ニ付法律ノ委任ニ依リ命令ヲ以テ規

定スルコトヲ得
当該事項全般ヲ規定シタル法律カ其ノ事項新
ニ付其ノ法律自ラ定ムルニ適セストスルモ

ノヲ命令ヲ以テ定ムト規定スル場合ニ於テ

前項ノ委任アルモノトス

第十一条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ公共ノ改
安寧秩序ヲ保持スル為ニ又ハ臣民ノ幸福ヲ

増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セ

シム
第十二條 天皇ハ行政各部ノ官制及官吏ノ俸改
給ヲ定メ及官吏ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ新

他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ
條項ニ依ル官吏ノ勤務ニ関シテハ別ニ規程

ヲ設ケ其ノ本分ヲ尽サシメ又其ノ身分ヲ保
持セシム

第十三条 天皇ハ軍ヲ統帥ス

改

第十七条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス

第二十五条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所改ノ資格ニ応シ均シク官吏ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クノ權利ヲ有ス

第十四条 天皇ハ軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十八条 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス

第二十六条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ニ着目シテ適否ヲ判断スヘキモノトス

第十五条 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

前項ノ作用ハ帝國議會開會中ナルトキハ其新

第十九条 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ第三

第二十七条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從改

ノ協賛ヲ經テ之ヲ行ヒ閉會中ナルトキハ憲

法事項審議會ノ議決ヲ經テ之ヲ行フ後ノ場

第三十条 命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ新

第二十八条 日本臣民ハ居住移轉及職業ノ自改

合ニ於テ宣戰講和ニ付テハ直ニ條約締結ニ

付テハ次ノ會期ノ初ニ帝國議會ニ之ヲ報告

第二十一条 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル

第二十九条 日本臣民ハ故ナク逮捕監禁審問改

ス

條約ノ内容カ法律ヲ要スル事項ヲ含ム場合新

命令ハ此ノ憲法ニ特例ヲ認メタル場合ヲ除新

依ル

ニ於テハ其ノ事項ニ付別ニ法律ヲ制定スル

ノ手續ヲ要ス

ク外第二章ニ於テ法律ヲ要スト定ムル事項

依ル

第十六条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定

第三十一条 日本臣民ハ其ノ許諾ナクシテ住改

戒嚴ヲ宣告シタルトキハ直ニ之ヲ帝國議會新

ニ報告スヘシ

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

依ル

天皇ハ前項ノ報告アリタル場合ニ於テ及其

ノ後ニ於テ帝國議會ノ議決ニ依リ戒嚴ノ終

第二章 臣民

第三十条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判所改

了ヲ宣告ス

天皇ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持スル為非常ノ

第二十三条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ依新

第三十二条 日本臣民ハ信書及之ニ準スヘキ改

措置ヲ為スノ必要アルトキハ憲法事項審議

會ノ議決ヲ經テ勅命ヲ以テ戒嚴法ノ一部ノ新

為スノ義務ヲ有ス

依ル

適用ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三

項及前項ヲ準用シ戒嚴法ノ適用ヲ停止ス

第二十四条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ依新

依ル

モノノ秘密ヲ侵サルルコトナシ

官吏ノ違法ノ職務行為ニ因リ損害ヲ受ケタルトキハ国ニ対シテ賠償ヲ求ムルノ権利ヲ有ス

第四十五条 何人モ同時ニ両議院ノ議員タルコトヲ得ス

公益ノ為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ新

依ル

有ス

第四十六条 凡テ帝国議會ノ協賛ニ依リ成立シタル国ノ行為ヲ法律トス但シ此ノ憲法ニ依リ別段ノ形式ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十三条 日本臣民ハ其ノ財産権ヲ侵サルルコトナシ

公益ノ為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ改

前項ノ場合ニ於テ賠償ヲ求ムル手續及国ト官吏トノ關係ハ法律ニ依リ之ヲ定ム

第四十七条 両議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

依リ且特別ノ事由ナキ限相当ノ補償ヲ以テ

ス

第三十九条 本章ニ示シタルモノノ外日本臣民ノ自由ヲ制限スル法律又ハ命令ニ依ル

第四十八条 両議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同会期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得

第三十四条 日本臣民ハ信教ノ自由ヲ有ス

安寧秩序ヲ妨クル者臣民タルノ義務ニ背ク者及保護奨励ヲ望ム者ニ対シ加フル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第四十条 天皇ハ戦時又ハ国家事變ノ場合ニ於テ本章ニ掲ケタル条規ニ拘ラス大権ニ依リ必要ナル処置ヲ為スコトヲ得其ノ処置ニ付テハ直ニ帝国議會ニ報告スヘシ

第四十九条 両議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同会期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

宗教上ノ団体ハ宗教ニ関セサル行動ヲ為ス

範圍ニ於テ第三十六条ニ基ク制限ニ從フ

第四十一条 第二十八条乃至第三十九条ハ法律ニ別段ノ定ナキ限日本臣民ニ非サル者ニ付之ヲ準用ス

第五十条 帝国議會ハ毎年之ヲ召集ス

保護奨励其ノ他公益ノ為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第三十六条 日本臣民ハ言論著作印行集會及

結社ノ自由ヲ有ス

第四十二条 帝国議會ハ衆議院特議院ノ両院ヲ以テ成立ス

第五十一条 帝国議會ハ三箇月ヲ以テ会期ト長ス議院奏請シタル場合亦同シ

第三十五条 日本臣民ハ學問藝術及教育受授

ノ自由ヲ有ス

第四十三条 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第五十二条 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常会ノ外臨時会ヲ召集スヘシ

第三十七條 日本臣民ハ別ニ定ムル所ノ規程

ニ從ヒ請願ヲ為スノ權利ヲ有ス

第三十章 帝国議會

第五十三条 帝国議會ノ開會閉會会期ノ延長及停會ハ両院同時ニ之ヲ行フヘシ

第三十八條 日本臣民ハ国ノ違法ノ行為又ハ新

タル議員ヲ以テ組織ス

第五十四條 衆議院奏請シタル場合亦同シ

第五十五条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ特議院ハ改

公益ノ為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ新

依ル

第四十四条 特議院ハ特議院法ノ定ムル所ニ依リ皇族及特別ノ手續ヲ經テ選任セラレ

第五十六条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ特議院ハ改

第三十七條 日本臣民ハ別ニ定ムル所ノ規程

ニ從ヒ請願ヲ為スノ權利ヲ有ス

第四十五条 何人モ同時ニ両議院ノ議員タルコトヲ得ス

第五十七条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ特議院ハ改

第三十八條 日本臣民ハ国ノ違法ノ行為又ハ新

タル議員ヲ以テ組織ス

第五十八條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ特議院ハ改

同時ニ停会セラルヘシ

第五十四條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキ改

ハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ

日ヨリ三箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第五十五條 兩議院ハ各々其ノ総議員三分ノ

一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決

スルコトヲ得ス

第五十六條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決

ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依

ル

第五十七條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府

ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ祕密会ト為

スコトヲ得

政府ノ要求ニヨリ祕密会ト為シタル後議院新

ノ決議アリタルトキハ公開ニ復ス

公開ノ會議ノ議事ヲ真実ニ伝フルコトヲ目新

的トスル報道ハ責任ヲ生スルコトナシ

第五十八條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコ

トヲ得

第五十九條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願

書ヲ受クルコトヲ得

第六十條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ク

ルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則

ヲ定ムルコトヲ得

第六十一條 兩議院ハ各々総議員十分ノ一以新

上ノ賛成ヲ以テスル動議ニ基ク決議アルト

キハ特定ノ國務大臣及其ノ院ノ議員ノ職務

ニ付不当ノ事項存スルヤ否ヤヲ審査スル為

査問委員会ヲ設ク

査問委員会ハ当該國務大臣又ハ当該議員ノ新

出席陳述ヲ求ムルコトヲ得当該國務大臣又

ハ当該議員ハ出席陳述ヲ為スコトヲ得

査問委員会ハ証拠ノ取調ニ付諸官府ニ委託新

スルコトヲ得

前二項ニ示シタルモノノ外査問委員会ノ審新

理ニ必要ナル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言

シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フ

コトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行

筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルト

キハ一般ノ法律ニ依リ処分セラルヘシ

第六十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内改

乱外患ニ関スル罪ヲ除ク外会期中其ノ院ノ

許諾ナクシテ引続キ逮捕セラレ及新ニ逮捕

セラルルコトナシ

第六十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリ

トモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第六十五條 此ノ憲法ノ定ムル所ニ依リ特定新

ノ事項ヲ審議スル為兩議院議員ヲ委員トス

ル憲法事項審議會ヲ置ク

兩議院ハ各会期毎ニ憲法事項審議會ノ委員新

及委員ニ故障ヲ生シタル場合ノ補充員ヲ選

挙ス委員及補充員ハ各々三十人以内兩院同

数トス

憲法事項審議會ノ委員ハ次ノ会期ニ於テ新新

ニ委員ノ選舉セラルル迄其ノ事務ヲ行フモ

ノトス

衆議院議員又ハ特議院議員總テ存セサルニ新

至リタル場合ニ於テハ衆議院議員又ハ特議

院議員ニシテ憲法事項審議會ノ委員タリシ

モノ引続キ委員タルモノトス其ノ者ニ故障

アルトキハ第二項ノ補充員タリシ者ヲ以テ

之ニ充ツ

各議院ニ於ケル憲法事項審議會ノ委員ノ数新

議事規則其ノ他必要ナル事項ハ法律ヲ以テ

之ヲ定ム

第四章 國務大臣及樞密院

第六十六條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ

責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ関スル詔勅ハ國

務大臣ノ副署ヲ要ス

第六十七條 天皇及帝國議會カ國務大臣ノ責新

任ヲ問フハ此ノ憲法ノ範圍内ニ於テ適宜ノ

措置ヲ以テス

第六十八條 國務大臣ハ官制ノ定ムル所ニ依新

リ内閣ヲ組織ス

第六十九条 天皇ハ國務大臣中一人ヲ以テ内閣

閣總理大臣ニ任ス

内閣總理大臣ハ内閣ノ統一ヲ保チ國務ノ全新

般ニ付上奏シ之ヲ宣示ス統帥ノ國務其ノ他

特別ノ説明ヲ必要トスル事項ニ関シテハ内

閣總理大臣當該官府ヲシテ内閣ニ於テ説明

ヲ為サシム

内閣總理大臣ノ選任ハ別ニ定ムル所ノ規程新

ニ依リ一定ノ手續ヲ經テ之ヲ行フ此ノ場合

ニ於テ現任ノ内閣總理大臣ハ其ノ意見ヲ上

奏スルコトヲ得

第七十条 樞密院ハ官制ノ定ムル所ニ依リ天

皇ノ諮詢ニ応ヘ其ノ意見ヲ上奏ス

天皇ハ重要ノ國務ニ付樞密院ニ諮詢スルコ

トアルヘシ

第五章 司法檢察行政裁判及

憲法裁判

第七十一条 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ

ヨリ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二条 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ

具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ル

ノ外其ノ官ヲ免セラレルコトナシ

懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三条 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但

シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキ

ハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審

ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

前項裁判所ノ決議ニ對シ法律ノ定ムル所ニ

依リ當事者弁護人及傍聽人異議ヲ申立テタ

ルトキハ裁判所ハ再議スルコトアルヘシ

第七十四条 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモ

ノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七十五条 犯罪ノ檢察ハ法律ニ依リ檢事之

ヲ行フ

裁判官ニ任セラルル資格其ノ身分ノ保障及新

其ノ懲戒ニ関スル此ノ憲法ノ条項ハ檢事ニ

付之ヲ準用ス但シ必要アルトキハ法律ヲ以

テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第七十六条 裁判官及檢事ハ公正ノ態度ニ付新

社会ノ信頼ヲ保持スヘシ

裁判官及檢事ハ相互独立シテ共ニ司法權ノ新

適正ナル運営ヲ期シ兩者職域ノ混淆ナキコ

トヲ要ス

第七十七条 行政庁ノ処分ニ付利害關係ヲ有

スル者カ其処分ヲ違法ナリトシテ其ノ効力

ニ関シ提起スル訴訟ノ裁判ハ法律ヲ以テ定

メタル行政裁判所法律ニ依リ之ヲ行フ

前項ノ關係以外ノ行政上ノ關係ニ關スル新

訟ノ裁判ハ法律ニ依リ特ニ司法裁判所ノ權

限ニ屬セシメタルモノヲ除ク外總テ行政裁

判所ノ權限ニ屬ス

第七十二条及第七十三条ハ行政裁判官及行

政裁判ニ付之ヲ準用ス

第七十八条 帝國憲法ノ条規ニ關スル疑義ニ

付テハ法律ニ定メタル憲法裁判所法律ニ依

リ之ヲ裁判ス

憲法裁判所ハ皇室典範皇室典範ニ基ク諸規

則及法律命令カ帝國憲法ニ違反スルヤ否ヤ

ニ付宮内大臣政府及帝國議會ノ請求アリタ

ル場合ニ於テ憲法裁判ヲ行フ但シ現ニ憲法

裁判所ニ繫屬スル事件ノ判決ニ付本文ニ示

シタル諸法ニ關スル憲法上ノ疑義ヲ決定ス

ルコトヲ必要トスル場合ニ於テハ憲法裁判

所職權ニ依リ之ヲ決定ス

憲法裁判所ハ前項ノ事項以外ノ事項ニ關シ

政府又ハ帝國議會ノ行動カ帝國憲法ニ違反

スルヤ否ヤニ付帝國議會又ハ政府ノ請求ア

リタル場合ニ於テ憲法裁判ヲ行フ衆議院又

ハ特議院ノ請求アルトキハ政府ハ此ノ請求

ヲ為スコトヲ要ス

憲法裁判所ハ最高ノ司法裁判所又ハ最高ノ新

行政裁判所カ現ニ繫屬スル事件ノ判決ニ付

憲法上ノ疑義ヲ決定スルコトヲ必要トシ之

ヲ請求シタル場合及其ノ訴訟ノ当事者カ之

ヲ申立テタル場合ニ於テ憲法裁判ヲ行フ

憲法裁判所ハ第二項第三項及前項ノ事項以新

外ノ事項ニ付法律ヲ以テ其ノ裁判ニ屬セシ

メタル場合ニ於テ憲法裁判ヲ行フ

第七十二条及第七十三条ハ憲法裁判官及憲新

法裁判ニ付之ヲ準用ス

第六章 會計

第七十九条 新ニ租稅其ノ他ノ公課ヲ課シ及改

課率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他

ノ収納金ハ此ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外

國庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スハ帝國議

會ノ協賛ヲ經ヘシ

第八十条 現行ノ租稅其ノ他ノ公課ハ更ニ法改

律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ旧ニ依リ之ヲ徵

収ス

第八十一条 國會ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以

テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタ

ル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求

ムルヲ要ス

第八十二条 予算案ハ前ニ衆議院ニ提出スヘ

シ

予算案ニ付特議院ニ於テ衆議院ト異ナル議新

決ヲ為シタル場合ニハ政府ハ衆議院ノ請求

ニ依リ特議院ノ再議ヲ求ムルコトヲ要ス

第八十三条 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎改

年國庫ヨリ之ヲ支出ス

帝國議會ハ皇室經費ニ付新ニ考慮ヲ為スコ新

トヲ政府ニ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ政府同意スルトキハ定額新

ノ増減ヲ計上シ帝國議會ノ協賛ヲ求ムヘシ

第八十四条 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ改

歳出法律ノ結果ニ由ル歳出及法律上政府ノ

義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝

國議會之ヲ廢除又ハ削減スルコトヲ得ス

第八十五条 特別ノ須要ニ因リ政府ハ予メ年

限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求

ムルコトヲ得

第八十六条 避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補

フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ニ充ツ

ル為ニ予備費ヲ設クヘシ

政府ハ予備費ヲ支出シテ尚必要アリト認ム新

ル場合ニ於テハ憲法事項審議會ノ議決ヲ經

テ歳計剰余金ヲ支出スルコトヲ得第八十一

条第二項ハ此ノ場合ニモ適用アルモノトス

第八十七条 公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ

需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ帝國

議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ政府ハ

勅令ニ依ル財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ

得但シ此ノ勅令ハ憲法事項審議會ノ議決ヲ

經テ之ヲ發ス

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ノ初ニ帝國議改

會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第八十八条 帝國議會ニ於テ予算ヲ議定セス

又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年

度ノ予算ヲ施スヘシ

前年度予算ノ施行セラルル場合ニ於テハ帝新

國議會ハ其ノ予算中ノ臨時費ニ付更ニ審査

シ之カ廢除削減ヲ為スコトヲ得

施行セラルヘキ前年度予算ニ對スル追加予新

算存スル場合又ハ之ニ對スル追加予算提出

セラレタル場合ニ於テハ帝國議會ハ前年度

予算中ノ款項ニシテ追加予算中ノ款項ト同

一ナルモノニ付更ニ審査シ之カ廢除削減ヲ

為スコトヲ得

前項ノ規定ハ特別會計予算成立セサル場合新

ニ於テ之ニ對スル追加予算ニ付之ヲ準用ス

第八十八条 國會ノ歳出歳入ノ決算ハ會計檢

査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト

俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ハ天皇ニ直隸シ國務大臣ニ對シ新

独立シテ其ノ職務ヲ行ヒ其ノ意見ヲ上奏ス
ルモノトス

會計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ
定ム

會計検査官ノ資格其ノ身分ノ保障ニ付テハ新
第七十二条ヲ準用ス

第七章 自治

第九十条 国必要ヲ認ムルトキハ法律ノ定メ
タル地方団体其ノ他ノ団体ヲシテ其ノ各ニ
於テ統治ニ任セシムルコトヲ得

前項ノ自治団体ハ国ノ監督ヲ受ク 新

第九十一条 自治団体ノ事務ヲ決定スル者及新
之ヲ執行スル者ノ選任ハ当該自治団体ヲ構
成スル者之ヲ行フ但シ法律ニ別段ノ定アル
場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十二条 自治団体ノ構成組織権能責務其新
ノ他必要ナル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第八章 補則

第九十三条 将来此ノ憲法ヲ改正スルノ必要改
アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議
ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分
ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコ
トヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得
ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス

第九十四条 政府命ヲ奉シ帝國憲法ノ改正ニ新
関スル調査ヲ為ス場合ニ於テハ特別ノ審議
機関ヲ設クルモノトス

政府帝國憲法ノ全体又ハ其ノ一定ノ条項ノ新
改正ノ必要ヲ認ムルトキハ之ヲ上奏シ勅旨
ニ依リ其ノ必要ノ有無ニ付帝國議會ノ議決
ヲ求ムヘシ

帝國議會ハ政府カ帝國憲法改正ノ必要ノ有無
無ニ関シ調査ヲ為スコトヲ奏請スヘシトス
ル決議ヲ為スコトヲ得此ノ決議アリタル場
合ニハ政府ハ議會ニ於テ之ニ関スル意見ヲ
表明スヘシ

第九十五条 帝國議會帝國憲法全体ノ改正ノ新
必要ヲ議決シタル場合ニ於テハ勅旨ニ依リ
國民投票ヲ行ヒ國民投票ノ結果其ノ改正ノ
必要可決セラレタルトキハ政府ハ前条第一
項ノ特別審議機関ノ審議ヲ經テ改正ノ議案
ヲ作り第九十三条第一項ノ手續ヲ奏請ス
國民投票ヲ行フノ方法ハ法律ヲ以テ之ヲ定新
ム

第九十六条 帝國議會帝國憲法ノ一定ノ条項新
ノ改正ノ必要ヲ議決シタル場合ニ於テハ政
府ノ勅旨ニ依リ第九十四条第一項ノ特別審
議機関ヲ經テ改正ノ議案ヲ作り第十三条第
一項ノ手續ヲ奏請ス

第九十七条 帝國議會ニ於テ憲法議案ヲ可決新
シタル場合ニ於テハ政府ハ其ノ議案ニ基キ
憲法ノ改正ヲ奏請ス

帝國議會ニ於テ憲法議案ヲ修正シテ議決シ
タル場合ニ於テハ勅旨ニ依リ國民投票ヲ行
ヒ國民投票ノ結果其ノ修正可決セラレタル
トキハ政府ハ其ノ修正ノ議案ニ基キ憲法ノ
改正ヲ奏請ス

第九十八条 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議
ヲ經ルヲ要セス
皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ變更スル
コトヲ得

第九十九条 帝國憲法及皇室典範ハ撰政ヲ置改
クノ間其ノ全体ニ付及皇位繼承ノ事項ニ付
之ヲ改正スルコトヲ得ス
第一百条 法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キ
タルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ
法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス
歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命改
令ハ總テ第八十四条ノ例ニ依ル

(註一) 憲法調査会『帝国憲法改正諸案及び関係文書(六)』中の佐々木改正案(一五頁―一四八頁)、磯崎辰五郎『佐々木惣一博士の「帝国憲法改正考査」について』八一―九頁。なお佐々木惣一『憲法改正断想』一三三頁その他参照。

(註二) 磯崎辰五郎、前掲書、一〇頁。

(註三) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第一卷二二四頁。

(註四) 佐藤功『憲法制定の経過に関する小委員会報告書案』(『憲法制定の経過に関する小委員会第四十回議事録』五三頁及五二頁参照)。

(註五) 田畑忍『憲法改正にかんする佐々木説と美濃部説』(『憲法重要問題の研究』所載)参照。

(註六) 佐々木惣一『憲法改正断想』三一頁。

(註七) 佐々木惣一、前掲書、四一頁。このような佐々木先生の主張は、この『憲法改正断想』の他のところにも多く見られる。のみならず、そのニュアンスは、先生の『日本国憲法論』にも感得されるのであるが、その点についての逆行的改悪を考えてはをられないのであって、大石教授の天皇制復活論は、佐々木先生の見解とは異なるものであることを序乍ら明らかにしてきた。

(註八) 佐々木惣一『疎林』一九一頁。

(註九) 磯崎辰五郎、前掲書、一〇―一一頁。

(註十) 佐々木惣一『憲法改正断想』一五二―二〇一頁参照。

(註十一) 佐々木惣一、前掲書、前示一二九頁参照。

三

前節の、帝国憲法、政府松本案甲・乙、佐々木改正案を較べて見ても、これを客観的に読めば直ちに佐々木改正案が、帝国憲法との関係に於て、松本改正案甲・乙に比して、保守的でなく、遙かに進歩的であることが一見明瞭と言えよう。松本案甲・乙と同程度に保守的であるとの限界説的改正不必要論者諸氏の批評は、それ故に決して成り立たない。もちろん天皇制維持の一線を貫いている点で、佐々木改正案が保守的であることは否定することはできないである。

う。然し立憲主義または民主主義徹底のために考慮を払われている点がすくなくないのである。其の意味に於てこれを反動視することは許されない、また妥当ではない。佐々木先生と其の改正案は改正主義的であつて改悪主義的ではないからである。すなわち改正と改悪とは異なるものであり、また反動と保守は全く異なるものであつて、峻別すべきが故である。(註一)

(イ) 例えば、第五条に、特に、天皇統治権が「万民の翼賛」によるべきことを、「此の憲法の定むる所の方法に依る」べきことと併せて明記し、帝国憲法第四条を残して更にその立憲主義を補足強化している点にも、また帝国憲法第六条を修正して改正案第七条に天皇の法律執行権を除き、第十条で委任命令を限定し、また同第十五条で宣戦・講和・条約の締結について帝国議会の協賛を要するとし、また同第十六条で戒厳大権に対する議会的制限規定を設け、更にまた同第十九条で軍統帥・軍政・栄典・恩赦大権の議会的制限を加えている諸点に於てもこれを見ることができ。而して、それよりも改正案第八条に、「憲法事項審議会」の奏請によつて帝国議会の召集及び衆議院の解散をなすべきことの条項を設けている点に、また解散に限定を加えている点に、そうした顕著な特質が知られねばならない。もつとも、「憲法事項審議会」自体についての規定は、その第六十五条であつて、両議院議員を委員とすることを定めているのであるが、とにかく佐々木改正案は旧帝国憲法にあつた天皇独裁制または天皇大権制を排除しているのである。すなわち旧帝国憲法には法律事項の規定はあつたが、それを大権事項によつて甚だしくマイナスにして、いわゆる天皇制の弊害の原因をつくつていたのであるが、その点法律主義をとっている上に国会を尊重する憲法事項審議会の如き「憲法事項」の設定によつて、大権主義・独裁主義を見事につぶしていることは、確かに進歩的と言ふことができよう。そのために第一章は二十一ヶ条となつて、帝国憲法の十七条を上回ることになつている。政府の松本案

甲・乙には、しかしそのような進歩的傾向は見出し得ない。それにもかかわらず、佐藤達夫氏も、佐藤功教授も、佐々木改正案のこのような進歩性に全く眼をふさいでいるのである。否、それだけでなく、殊に前者の批評は佐々木改正案が天皇制を強調したことを其の特色としていとなし、近衛案の方に却って進んだ点があるように説いているのである。^(註二)しかしこの種不公平な見解の誤謬であることは言を俟たない。

なお、この「憲法事項審議会」の権限としては、叙上の議会召集及び衆議院解散の奏請権のほかに、緊急勅令抑制権（九条一項）、宣戦・講和・条約締結制約権（十五条二項）、責任支出抑制権（八十六条二項）、緊急財政処分抑制権（八十七条一項）等が設定されているのであつて、独自の民主主義的改正点として評価すべきものである。すべてそれは、結局は大権を押えて議会の権限を拡大（八条四項、十五条二項、十六条）しようとすることに基調若しくは関連しているからである。すくなくともこれを保守主義とは言い得られない。沉んや逆行的では全然なく、前進の方向づけのなされていゝものであることは、何らの疑いを容れないところであろう。ただ、日本国憲法の第一章に比すれば、その保守的傾向は顕著と言うほかはない。しかし決して反動的ではなく、従つ反動的傾向と混同すべきではない。当時は、美濃部博士等も天皇制存置論を持して改正に反対を唱え、社会党も大勢的には天皇制存置論であつたことを知らねばならぬ。^(註三)

□佐々木改正案の進歩性は、何よりもその第二章に於て著るしい。その二十ヶ条中改正されていないものは、ただの一ヶ条（第二十二條）と其の章名だけで、新設の法条項が大部分を占めている。なかんづく、例えば、第二十四条で「人間必需ノ生活ヲ享受スルノ権利」を設定し、第三十五条に「学問芸術及教育受授ノ自由」権を設定し、第三十八条に「国ノ違法ノ行為又ハ官吏ノ違法ノ職務行為ニ因リ損害ヲ受ケタルトキ」の国家賠償請求権を設定しているほか、

第三十九条に「本章ニ示シタルモノノ外日本臣民ノ自由ヲ制限スルハ法律又ハ命令ニ依ル」という規定と、第四十一条に「第二十八条乃至第三十九条ハ法律ニ別段ノ定ナキ限日本臣民ニ非ザル者ニ付之ヲ準用ス」とする外国人に対する好遇の規定が、そのことを示しているのである。また参政権について人の能力にかんしての行きとどいた規定や、行政裁判請求権の規定(三十条)や、財産の自由権制限にかんする補償規定(三十三条)や非常大権制限の規定(四十条)もまた同然と言えよう。「公益ノ為必要ナル勤務ヲ為スノ義務」(二十三条)の設定にも大きな特色がある。

更にまた、自由権についての規定の其の特色は、一々の自由権について法律による制限の規定を特別の場合に限定していることである。かくして法律の名を以てする人権侵害の権力の暴威を阻止せんとしている用意が見出されるのであって、その人権主義・「民意主義」はきわめて明瞭と言うことができよう。しかるに、政府の松本案甲・乙には、ただ「法律によらずしては自由及び権利を侵されぬ」とする修正以外には、このような民主主義的改正点は見られないのである。

佐々木改正案は、このように、その規定の仕方は異っているけれども、日本国憲法の基本的人権の規定と本質に於て異ならないものがある。しかし臣民と言っていること、また国家の緊急権を認めていることや、抵抗義務の規定を欠いている点、徹底した平等主義規定を欠いている点等で、日本国憲法にまさるものでない其の保守性は、これを認めねばなるまい。しかし前示によって明らかな如く、例えば芸術の自由権、外国人好遇の規定等々日本国憲法第三章の国民の権利義務の規定にまさるもののあることもまたこれを評価しなければならぬと私は思う。

(ハ) 佐々木改正案は、第三章「帝国議会」(二十四ヶ条)のところでも、またその独自の進歩性を示している。例えば、「貴族院」を「特議院」に改め(第四十二条)、貴族を当然に議員としない建前をとって貴族主義を排し、貴族院令の

代りに特議院法を設けることにしている(第四十四条)。その他、議院の奏請による会期延長を認め(第五十一条)、第六十一条には國務大臣及議員に対する「査問委員会」制を設定しているのであるが、これは日本国憲法にもなき良き規定であつて、スエーデン憲法の長所を想起せしめるものがある。いわゆる権力の自己抑制的規定である。更に第六十条には既述の如き両院の議員より成る「憲法事項審議会」を設定して、行政府に対する国会中心主義とともに、国会議員自制主義を明らかにしているのであつて、第六十一条とともに其の大改正の眼目と云うことができる。しかし、それは日本国憲法のような衆議院中心主義をとっていないだけでなく、その「特議院」も性格曖昧と云うべき点がある。ただ、政府の松本案甲・乙が貴族院を参議院に代え、またその構成を改め、議員は臨時議會召集請求権を認め、その上衆議院優越主義を採っているにかかわらず、それに較べても、前述によつて明らかな如く比較を絶して民主主義のポイントを踏まえているものと言えるのである。

(二) 佐々木改正案の第四章は、「國務大臣及枢密院」(五ヶ条)とあつて、松本案甲・乙にもなき枢密院制を残している点に保守性ありと批評されようが、それはすでに天皇制を残している点に関連するものであり、むしろこれによつて行政権力の専横化を押えようとされたものである、と言えよう。しかし、その第六十七条に、天皇と議會に國務大臣問責権を設定している点と、第六十八条に帝国憲法に規定のなかつた内閣制を規定している点と、第六十九条に内閣総理大臣の軍統帥抑制権及び内閣総理大臣選任について憲法規範を定めている点とに、新機軸を出している、と云うことができよう。換言すれば、それは軍統帥権の独立制を否定し、前述の如き宣戦・講和についての議會の権限の設定に呼応して、軍の暴走を民主主義的に抑えんとした苦慮を、そこに見出さざるを得ないのである。それは天皇制下に於て軍国主義にブレーキをかけようとするものであつて、政府の松本案甲・乙に如何に優っているかを、人は

率直に認めるべきであらう。そのみではなく、議会による國務大臣・議員問責制を定めた佐々木改正案第六十七条は、その点に於て、日本国憲法の規定以上の価値をもっているものといふこともできよう。

(木) 佐々木改正案の第五章は、「司法檢察行政裁判及憲法裁判」(八ヶ条)となつていて、第七十三条に裁判の對審の公開を裁判所がやめたときに対する異議の申立権を当事者等に認めている点、第七十五条に檢察・檢事について定め裁判官に対する檢事の同格性を明記している点、また第七十六条で裁判官及び檢事に「公正ノ態度」を要請し、「裁判官及檢事」の「相互独立シテ共ニ司法権ノ適正ナル運営ヲ期シ兩名職域ノ混淆ナキコトヲ要ス」としている点、第七十七条に行政裁判所の地位及び職分を明確にしている点、また第七十八条に「憲法裁判所」を設定して司法裁判所及び行政裁判所に独立せしめている点等に、すばらしい其の見識が示されているのを見るのである。殊にその或る点、すなわち檢事の地位を独立せしめている点や、政府及び国会の違法を防止しようとしている点では、日本国憲法以上と言えるのである。況んや政府の松本案甲・乙が、この点でも遙かに劣つてゐることを、われわれは認めざるを得ないのである。

(へ) 佐々木改正案第六章「會計」(十一ヶ条)については、憲法事項審議會事項として定めている第八十六条の予備費の規定、及び第八十七条の緊急的財政処分の規定と、第八十九条で會計検査院の職責の重要性と独立とを特に強調している点等に、民主主義的な改正の意義を見ることがができる。政府の松本案甲・乙の遙かに及ばないことは言うまでもない。

ト 佐々木改正案の第七章「自治」(三ヶ条)では、第九十条乃至第九十二条に、地方自治のみならず「其ノ他ノ団体」の自治団体を認めている点に特色が認められる。この点、他の自治団体を地方公共団体と同様に認めていない日本国憲法にまさつてゐる、と言わねばならない。また政府の松本案甲・乙の遙かに及ばないところである。

(チ) 佐々木改正案の第八章「補則」では、憲法改正について、第九十四条乃至第九十六条で改正のための「特別の審議機関」について定め、また帝国議会の改正奏請権を定め、更に第九十五条で改正に関する国民投票制について定め、以て改正について行きとどいた考慮をしている点に、帝国憲法に対する其の特色と進歩性とを見ることができるのである。もちろん政府の松本改正案に対して遙かに優つてゐることを知り得るのである。

(註一) 田畑忍『政治学』『憲法重要問題の研究』等参照。

(註二) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第一卷二二九頁以下、及び佐藤功「憲法制定の経過に関する小委員会報告書案」(『憲法制定の経過に関する小委員会第四十回議事録』五二頁以下参照)。

(註三) 佐藤達夫、前掲書、第七節参照。

四

以上、公正に見て、佐々木改正案のすぐれてゐることを何人も疑うことができない筈である。

しかるに、その内容を深く洞察または検討せず、単にこれを以て、政府の松本甲・乙両案にも、マッカーサー案にも、現実的な寄与や影響をしていないのみならず、甲・乙両案と大して変らないと考へ、如何にも其の価値がないかの如くに見て、ただ早期に改正の世論を喚起した効果のみがあつたとするのは、^(註一)すくなくとも公正とは言ひえない。またそれは決して冷静なる学問的態度でもない。それよりも、それが政府側に下附されていたにもかかわらず、^(註二)政府側の委員会に於てこれを無視または軽視して検討しようともしなかつたところに、むしろ政府側の帝国憲法改正についての不熱意と怠慢のあつたことが、いわゆる語るに落ちて曝露されてゐるのであつて、そのことはきわめて明瞭と

言えよう。かくの如き態度の政府のつくった政府松本案なればこそマッカーサー政権に一蹴されて、国民が快哉を叫んだことの当然性があるのである。かくして、松本丞治博士が甲・乙両案とは全く異ったマッカーサー案による政府案を用意され、やがて制定された日本国憲法について、のちになって其の改悪を導くが如き言動をされたことと、更にまた佐々木惣一博士が其の保守主義の筋をとおして、マッカーサー案による帝国憲法改正案に貴族院の壇上に於て反対をされながら、日本国憲法については、極めて客観的に正しい従って当然に進歩的な解釈を展開され、^(註三)また其の改悪を考えられていない事実もまた右の考察に当って大いに参考となるのみならず、頗る教訓的である。

五

私は、将来、日本国憲法の改悪でなく、文字どおりに改正が国会によって論議される場合、当時の官僚によって無視され去った佐々木改正案の善美なる点がこんどは大いに役立てられるべきであろうと思うものである。もちろんそれは政府と其与党等が改悪に懸命の今日の問題ではない。

最後に私が、佐々木先生は、日本国憲法についても改悪を考えず、むしろ改正を考えられているであろうと想察していることを述べて擱筆する。

(註一) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第一卷二三四頁及び其の他の箇所参照。

(註二) 佐藤達夫氏は前示の如く佐々木改正案の下げ渡しを認め、佐藤功教授はこれを否定される、そして其の無影響を同様に主張し断定されている(同教授「憲法制定の経過に関する小委員会報告書案」、『憲法制定の経過に関する小委員会第四十回議事録』五四―五六頁参照)。しかし、政府側の佐々木改正案不検討の怠慢に反して、マッカーサー側では必ずこれをも他の民間の諸

草案と同様に検討したであろうことを私は疑わない。それは彼等の身についた習性と言ってよい。若しもそうでないとすれば、おそらく政府側の官僚主義が先方にこれを知らせることを妨害したものと見るほかはないのである。

(註三) 佐々木惣一『憲法断想』中の「新憲法を迎うる用意」、「憲法送迎の感」及び「新憲法普及運動について政府に望む」参照。